

「(仮称)板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」骨子案について(概要)

1 計画の構成

(1) 第1章 総論

本計画は、区における ICT の更なる推進を目的とした次世代の区を担う計画とするため、区における ICT を活用した施策展開のビジョンを示し、区及び区民が ICT の利便性を享受できるような環境を構築していく。そのため、これまでの ICT に関係する計画の経緯、ICT を取り巻く国等の動向、計画の目的、計画期間、計画の位置づけ及び関連する他の計画との関係性を記載する。

また、現計画である、「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」の評価と課題も併せて示すこととするが、骨子の段階では令和元年度までの実績を基にした内容とし、令和2年度末までの見込み調査(令和2年7月～8月実施中)を実施後、素案の段階で必要に応じた加筆修正を行っていく。

なお、策定にあたっては、デジタル化を積極的に進め、様々なものを良い方向にシフトさせていく「デジタルトランスフォーメーション」の概念を取り入れていくこととする。加えて、新型コロナウイルス関連や、新たな自治体情報セキュリティ対策等、新たな国等の動向については、最新情報が届き次第、加筆を行う。

(2) 第2章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」基本計画

基本計画では、区における今後5年間の ICT 活用の方向性を示すため、以下の2つのビジョンを定める。また、計画の推進に伴う体制を記載する。

① ICT を活用した官民の連携強化や、業務の効率化をめざします

② ICT を活用し、更なる区民サービスの向上を図ります

(3) 第3章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」前期実施計画

前期実施計画では、基本計画で掲げる2つのビジョンを基に、以下の4つの基本方針を定め、令和5年度までの3か年で実施すべき施策及び施策の進行管理について記載する。なお、各施策については、現在調整中であり、素案の段階で示すこととする。

① 基本方針Ⅰ「業務の改善・効率化」

労働力の減少が進む中、区としてもスマート自治体を目指し、ICT の技術を活用した施策を展開し、業務の効率化や働き方改革を進めていきます。

② 基本方針Ⅱ「マイナンバーカードの普及・活用」

マイナンバーカードの普及啓発を進めていくと同時に、カードの利活用施策を展開していきます。

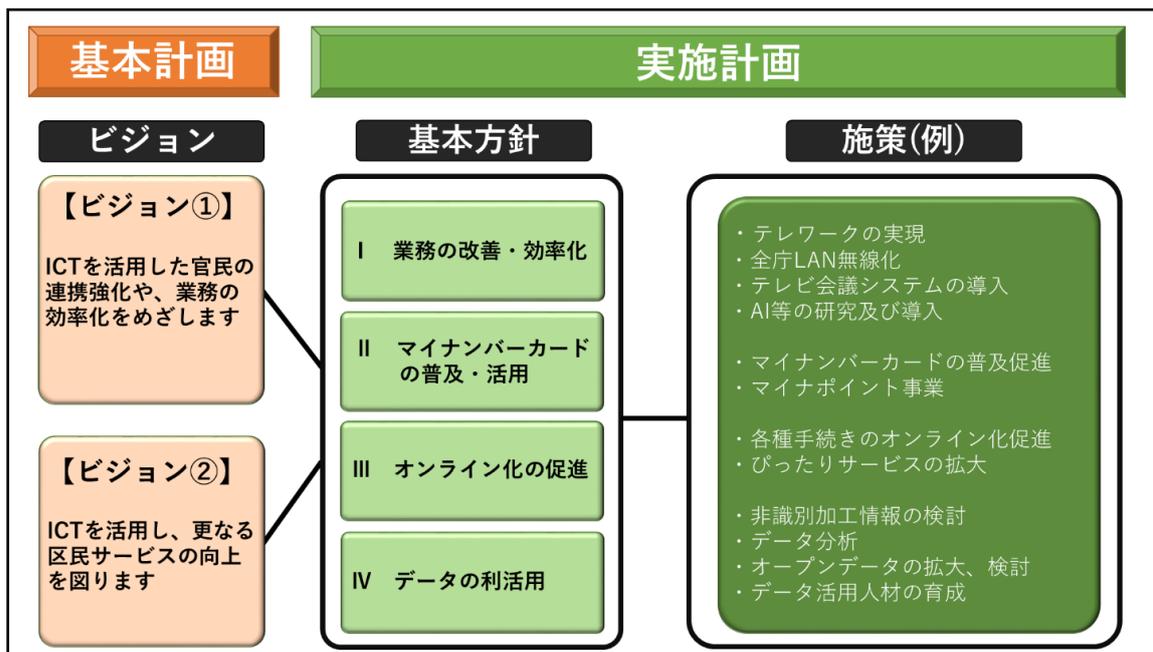
③ 基本方針Ⅲ「オンライン化の促進」

区が行う各種手続きのオンライン化を分野横断的に進めていき、区民サービスの更なる向上を図っていきます。

④ 基本方針Ⅳ「データの利活用」

区が持つ様々なデータを利活用できる環境をつくり、データを用いた様々な施策を展開していきます。

2 施策の体系



3 骨子案

別紙1のとおり

4 素案の作成に向けて

- (1) 素案の作成にあたっては、本骨子案における意見等を集約し、内容を精査した上で対応していく。
- (2) 前期実施計画に掲載する施策については、全庁的な調査を実施し、事業内容等を精査した上で、素案に盛り込んでいく。

5 今後のスケジュール(予定)

年	月	内容
R2	7月	情報化推進部会(骨子)
	8月	ICT推進・活用本部(骨子) → 議会報告(骨子)【閉会中】
	9月	情報化推進部会(素案)
	10月	ICT推進・活用本部(素案)
	11月	議会報告(素案)【閉会中】 → 意見収集・素案の決定 → パブリックコメント
	12月	最終案作成
R3	1月	情報化推進部会(最終案) ICT推進・活用本部(最終案)
	2月	議会報告(最終案)【1定】 → 最終案の決定
	3月	策定

(仮称) 板橋区 ICT 推進・活用計画
2025
(骨子案)

令和2年8月
板橋区

はじめに

区長挨拶が入る

目 次

第1章 総論	
1 これまでの計画	3
2 ICTを取り巻く国等の動向	4
3 計画の目的	12
4 計画の構成及び期間	13
5 計画の位置付け	13
6 前計画の評価と課題	15
第2章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」基本計画	
1 基本計画の位置付け	17
ビジョン①	17
ビジョン②	18
2 推進体制	19
第3章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」前期実施計画	
1 前期実施計画について	20
基本方針Ⅰ「業務の改善・効率化」	20
基本方針Ⅱ「マイナンバーカードの普及・活用」	22
基本方針Ⅲ「オンライン化の促進」	23
基本方針Ⅳ「データの利活用」	24
2 施策展開の考え方	25
3 施策一覧<<調整中>>	26
4 施策詳細<<調整中>>	26
5 施策の進行管理	27

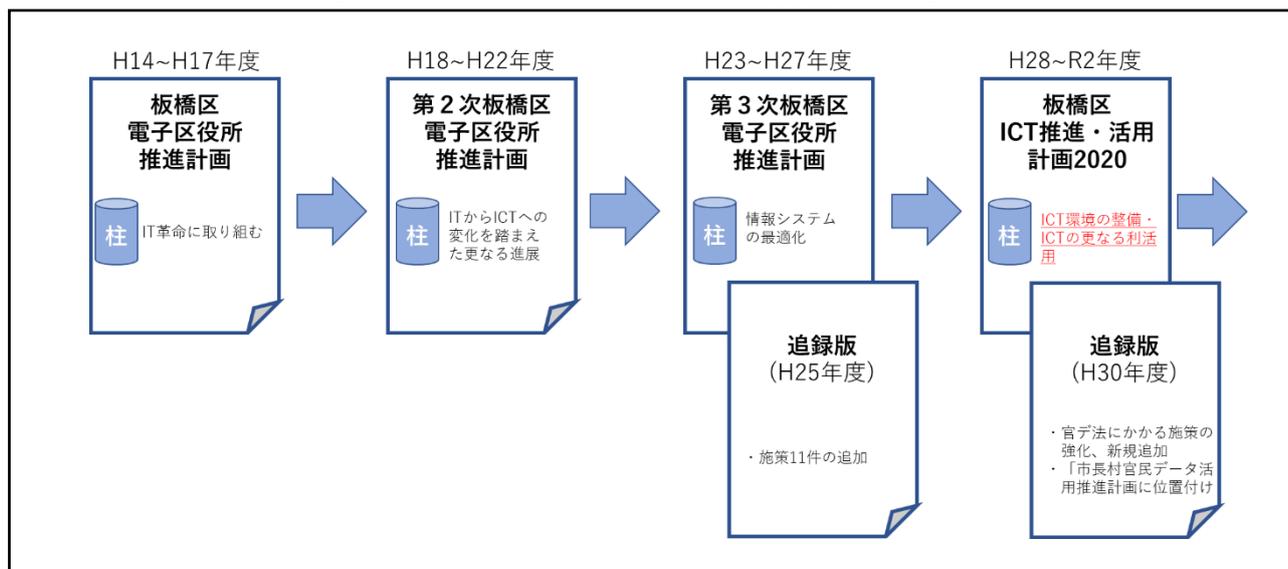
第1章 総論

1 これまでの計画

板橋区では、IT¹革命に取り組むため、平成14年度からの4か年計画である「板橋区電子区役所推進計画」を策定しました。その後、平成18年度には「第2次板橋区電子区役所推進計画」を策定し、ITからICT²への環境の変化を踏まえた更なる進展に向けての取組を、計画期間である平成22年度までの間で着実に進めてきました。また、平成23年度からは、情報システムの最適化を柱とする「第3次電子区役所推進計画」及びその「追録版」を策定し、①新しいきめ細かな区民サービスの実現、②区民との情報共有及び協働の推進、③効率的な区政の推進、④情報セキュリティと個人情報保護」の4つの基本方針のもと、様々な取組を実施してきました。

さらに、平成28年度には「板橋区ICT推進・活用計画2020」（以下「ICT計画2020」という。）を策定しました。この計画では、それ以前の「板橋区電子区役所推進計画」の考え方を継承しつつ、新たにICTの更なる利活用促進の考え方を前面に打ち出し、「ICT環境の整備にとどまらず、ICTの更なる利活用を促進することにより、区民生活の利便性や安全性、地域の活性化、庁内横断的な事務の効率化や知的生産性の向上に資することをめざします。」という基本方針のもと、①開かれた区政の実現、②区民サービスの向上、③情報セキュリティの強化、④安心・安全の向上、⑤行政事務の効率化の5つの基本目標を設定した上で、推進施策を着実に実施してきました。

【図1 区におけるこれまでの情報化計画】



¹ IT(Information Technology)：情報技術のこと。

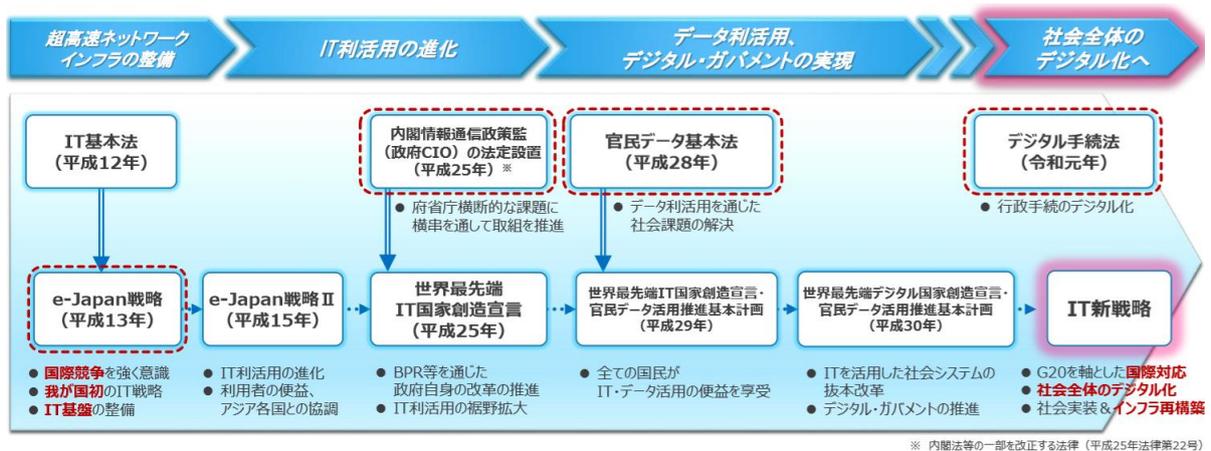
² ICT(Information and Communication Technology)：情報通信技術のこと。

2 ICT を取り巻く国等の動向

ICTは急速な進化を遂げており、スマートフォン³や、タブレット端末⁴、SNS⁵等の普及は、私達の生活に多大な影響を与え、ライフスタイルやワークスタイルを変えるものとなっています。国や自治体においてもICTの重要性は認識されており、生活等に変革をもたらす最新のICTを積極的に活用した様々な動きがあります。

(1) 国の戦略や法整備

【図2 国におけるIT戦略の歩み】



(出典) 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「IT新戦略の概要」

① 「e-Japan 戦略」から「官民データ活用推進基本法」までの変遷

国は、平成13(2001)年1月に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」を設置し、「e-Japan 戦略」を策定することにより、全ての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるための取組を開始しました。また、平成25(2013)年6月には、行政・産業界・学界及び国民一人ひとりが、皆で共有・協働し、IT・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとしての「世界最先端IT国家創造宣言」を閣議決定し、ITの利活用に重点を移し、世界最先端のIT国家をめざして政策を推進してきました。

その後、平成28(2016)年12月には、行政や民間が持つ大量のデータを適正かつ効果的に活用することで社会課題を解決し、安心して暮らせる社会や快適な生活環境を実現するため、「官民データ活用推進基本法」(以下「官デ法」という。)が公布・施行されました。

³ スマートフォン：モバイル向けオペレーティングシステムを備え、インターネットやアプリと呼ばれるソフトウェアを追加機能で拡張できる携帯電話のこと。

⁴ タブレット端末：画面がタッチパネルになっており、画面に触れるだけで操作が可能な、雑誌大の薄型軽量コンピュータ機器のこと。

⁵ SNS(Social Networking Service)：インターネットを介して人間関係を構築できるWebサービスのこと。

【図3 官民データ活用推進基本法第1条に掲げる目的】

この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

官デ法では、大きく8つの基本理念が掲げられており、その実現に向けて、国は、官民データ活用推進基本計画を策定する必要があると定められています。

② 官デ法成立後の影響

官デ法の成立後、国は、平成29(2017)年5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定し、全ての国民がIT利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルを世界に先駆けて構築することを明示しました。

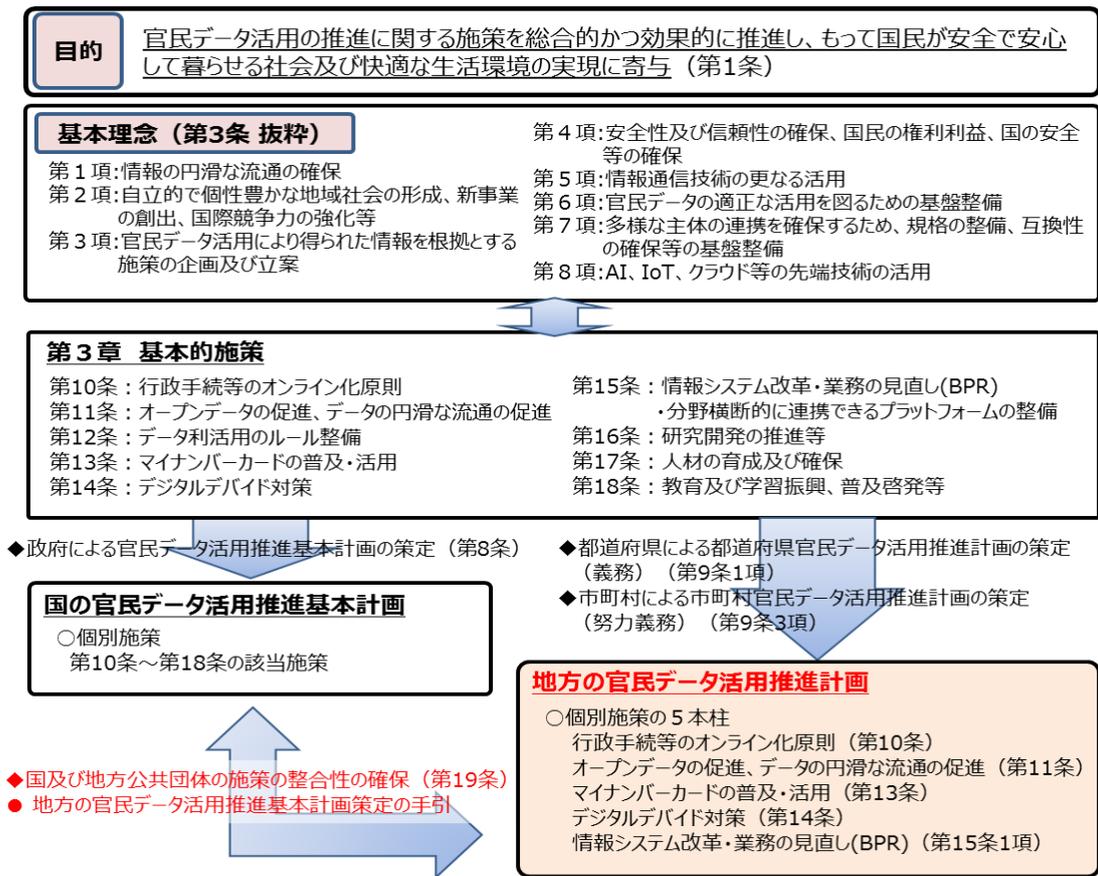
現在は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月閣議決定、令和元年6月一部変更)へと改称し、同計画に基づきPDCAサイクルを回しながら施策を推進しています。なお、同計画においては、後述するSociety5.0時代に向けた内容も記載されています。

一方、地方自治体においては、地方の特性や実情に合わせて、官民データ活用推進基本計画の策定は努力義務とされていますが、策定にあたっては、自治体の実情に応じて、①手続きにおける情報通信技術の利用等、②官民データ⁶の容易な利用等、③個人番号カード⁷の普及及び活用、④利用の機会等の格差の是正、⑤情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等の5つの柱を基本的な方針として適宜掲載するよう要請されています。

⁶ 官民データ：電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるもの。

⁷ 個人番号カード(マイナンバーカード)：マイナンバー法に基づき発行される身分証明書の一つであり、所有者の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号(マイナンバー)、証明写真などを券面に表示したもの。

【図4 官デ法と市町村官民データ活用推進計画の関係イメージ】



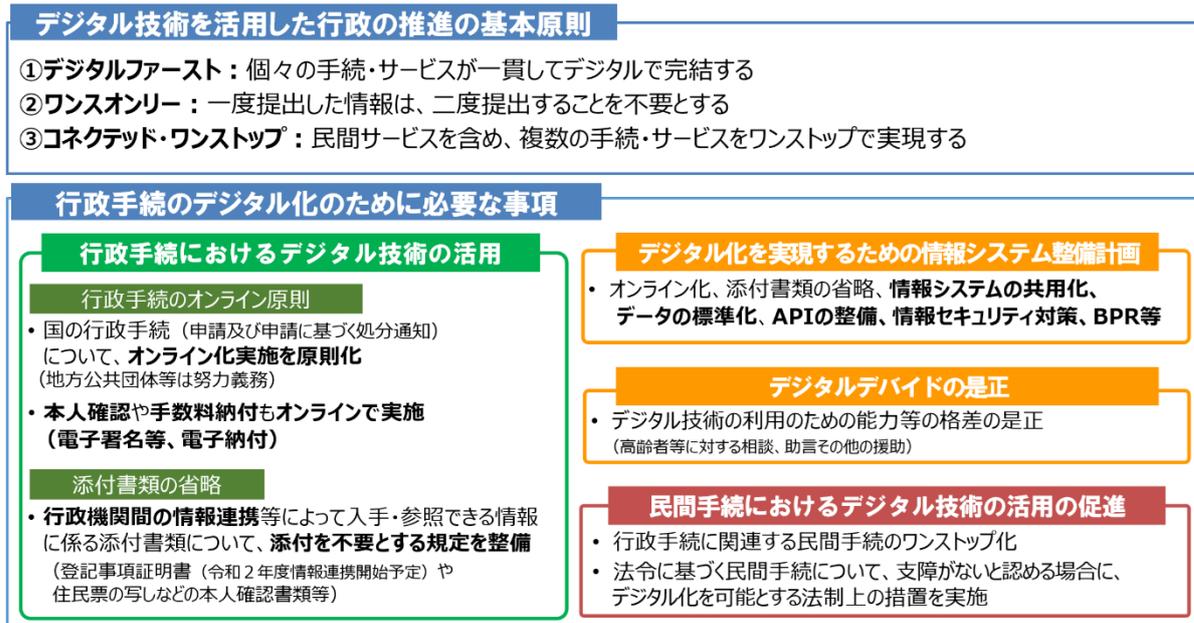
（出典）官民データ活用推進基本計画実行委員会・地方の官民データ活用推進計画に関する委員会「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」

また、官デ法の成立及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の策定に伴い、デジタル・ガバメント分野における取組として、平成29(2017)年5月には「デジタル・ガバメント推進方針」が策定されました。この方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政のあり方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現をめざすこととされており、その方向性を具体化し、実行するため、平成30(2018)年1月には、「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されています。

さらに、官デ法に掲げるオンライン化原則を推進するため、令和元(2019)年5月には、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「デジタル手続法」という。）が公布されました。

この法律では、デジタル技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則や、行政手続きの原則オンライン化のために必要な事項が定められています。

【図5 デジタル手続法における基本原則及び必要な事項】



（出典）内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「デジタル手続法の概要」

③ 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」について

国は、令和2年7月17日に経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」（骨太方針 2020）を経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定しました。この方針の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかになった課題や、ウィズコロナの対応、「新たな日常」の実現などであり、ほぼすべてにおいて新型コロナウイルス感染症が影響を与えています。

行政分野においては、「Society5.0」の実装及び活用が進んでいないことにより、先行取組をおこなっている諸外国に比べて遅れをとっているため、「制度や政策の在り方や行政を含む組織の在り方なども併せて変革していく、社会全体のDX⁸の推進に一刻の猶予もない」と述べられています。そのため、この方針では、デジタル・ガバメントの構築を「一丁目一番地の最優先政策課題」と位置付けており、行政手続きのオンライン化や、ワンストップサービス・ワンスオンリー化等の取組を加速していくこととなりました。

併せて、テレワークの促進やワーク・ライフ・バランスの実現など新しい働き方や暮らしの改革を、少子化対策や女性活躍の拡大と連携して推進していく

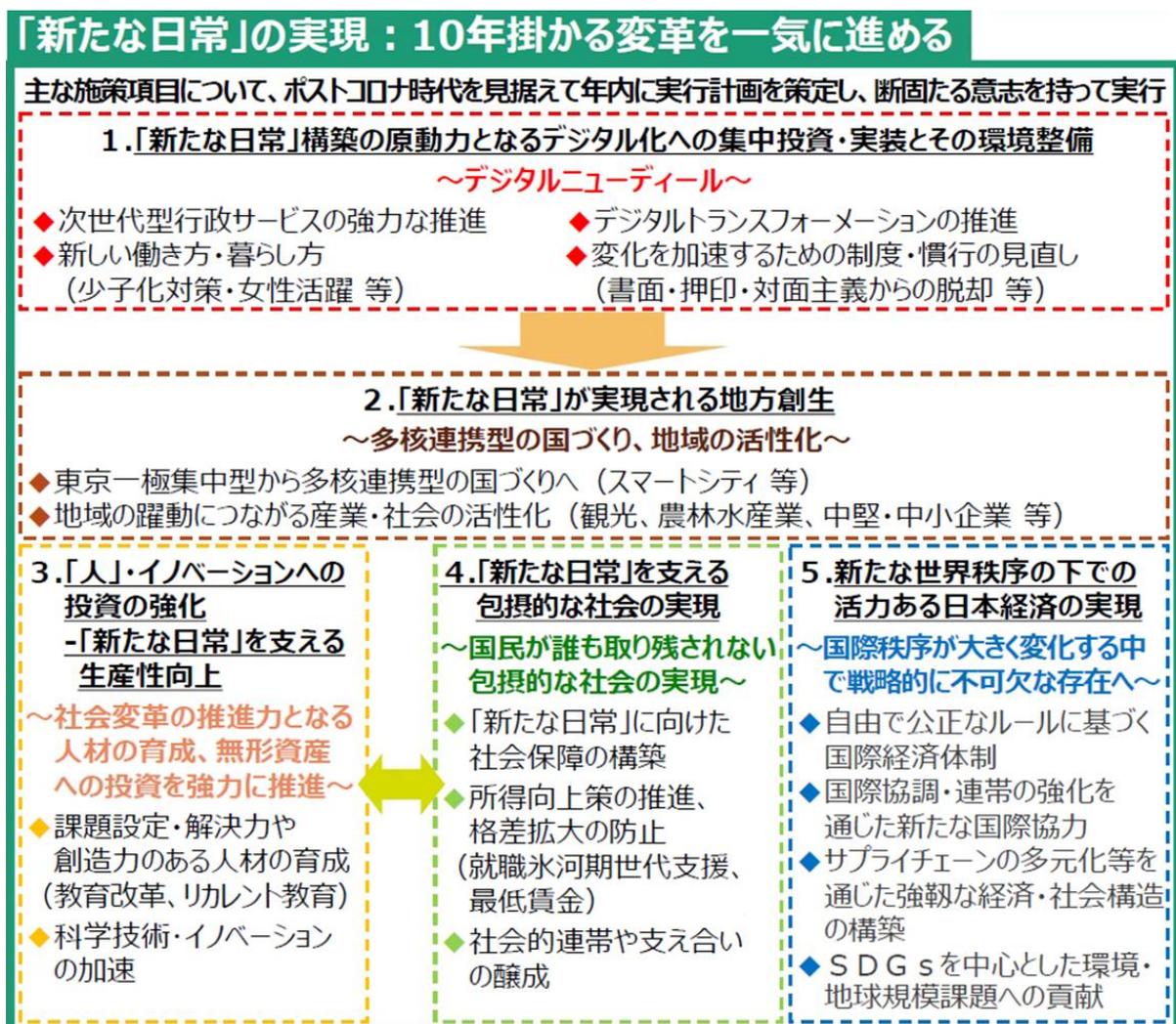
⁸ デジタルトランスフォーメーション(DX)：2004年にスウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が提唱した「デジタル技術が全ての人々の生活を、あらゆる面でより良い方向に変化させる」というコンセプト。平成30年12月には、経済産業省において、「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」が策定され、令和2年7月には、内閣府作成の「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、デジタルトランスフォーメーションという言葉が多用されている。

なお、行政におけるデジタルトランスフォーメーションの例としては、経済産業省が実施した「補助金申請の電子化」や福島県会津若松市が市政情報のパーソナル化・最適化のために実施した「会津若松+」等がある。

と同時に、変化を加速するための制度・慣行の見直しを、規制改革等を通じて推進していくこととされています。

国は、この一連の動きを「デジタルニューディール」と称し、デジタル化への集中投資・実装と環境整備をおこなうことで、「新たな日常」の実現を進めていくこととしています。

【図6 デジタルニューディールの概要】



（出典）内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2020 概要」

(2) Society5.0 と SDGs⁹

国は、今後めざしていく未来の社会像として「Society5.0」を掲げています。

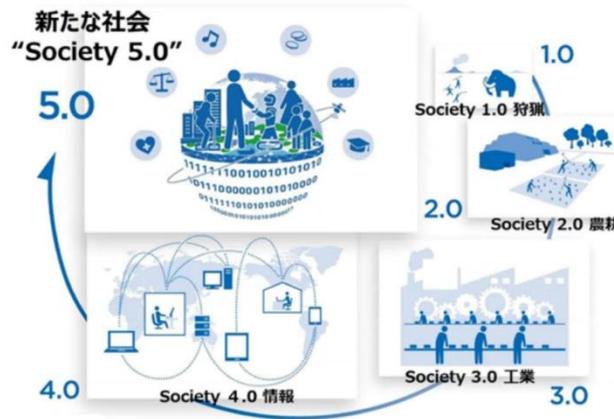
この社会は、狩猟社会(Society1.0)・農業社会(Society2.0)・工業社会(Society3.0)・情報社会(Society4.0)の次に到来するものとされ、サイバー空間¹⁰

⁹ SDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)：平成27(2015)年の国連サミットで採択された2030年を年限とする国際目標。

¹⁰ サイバー空間：コンピュータやネットワークの中に広がる、多数の人が自由に情報の提供・取得等を行える仮想的な空間。

と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことを指します。

【図7 Society5.0について】

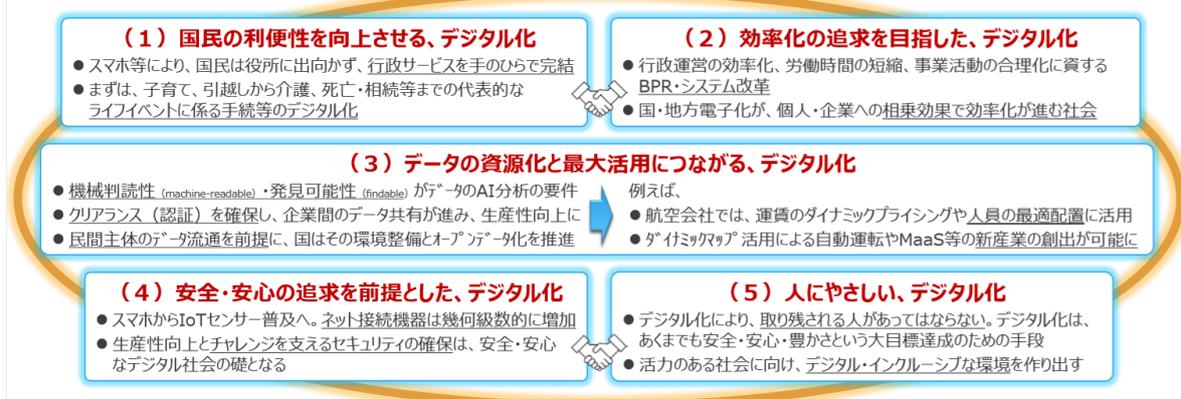


(出典) 内閣府ホームページ

Society5.0は、国の「第5期科学技術基本計画」において提唱されたものであり、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においても、デジタル技術が浸透しためざすべき社会像として十分に踏まえるべきものとされています。

Society5.0の実現には、デジタル化が必須となりますが、国は、Society5.0時代にふさわしいデジタル化の条件として、(1) 国民の利便性を向上させる、デジタル化、(2) 効率化の追求をめざした、デジタル化、(3) データの資源化と最大活用につながる、デジタル化、(4) 安全・安心の追求を前提とした、デジタル化、(5) 人にやさしい、デジタル化の5つを掲げています。

【図8 Society 5.0時代にふさわしいデジタル化の条件】



(出典) 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室 「IT 新戦略の概要」

Society5.0が実現すると、IoT¹¹(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有されるため、新たな価値を生み出し、課題や困難を解決し克服することができます。また、AI¹²(人工知能)の普及により、業務の効率化や新たな商品・ビジネスモデルの開発等につながります。さらにロボットや自動走行技術により、これまで人の力に頼っていたものが自動化されるため、少子高齢化や過疎化、貧富の格差など複数の課題の同時解決につながります。このように Society5.0 を通じて、社会の複数の課題を同時に解決することができれば、持続可能な社会を形成することができ、ひいては、国連が掲げる SDGs にも貢献することが期待できます。

【図9 SDGsのアイコン(抜粋)】



(3) 新たな自治体情報セキュリティ対策

※国が令和2年夏頃を目途に発出予定のため、正式な情報が通知されたら追記します。

¹¹ IoT(Internet of Things) : 「モノのインターネット」と呼ばれるものであり、自動車、家電、ロボット、施設等のあらゆるものがインターネットにつながり、情報をやり取りすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が発展し、新たな付加価値を生み出すもの。

¹² AI(Artificial Intelligence) : 人工知能のことであり、人間が行う「知的ふるまい」の一部を、コンピュータプログラムを用いて人工的に再現したもの。

(4) 東京都の動き

東京都では、都における ICT の利活用の今後の展開を示すため、平成 29(2017)年 12 月に、「東京都 ICT 戦略」を策定しました。この戦略では、基本的な考え方として、①都市機能を高めるに当たって、ICT を活用する、②データを活用する、③ICT を活用し、官民連携で行政課題を解決する仕組みを構築する、④民間における ICT 活用を後押しし、生産性向上・新価値創造を図り、東京・日本の成長につなげる、の 4 つの柱を掲げており、ICT を活用した東京の 5 年後の姿と施策展開を示しています。

【図 10 「東京都 ICT 戦略」の 4 つの柱】

柱 1 都市機能を高めるに当たって、ICT を活用する
柱 2 データを活用する
柱 3 ICT を活用し、官民連携で行政課題を解決する仕組みを構築する
柱 4 民間における ICT 活用を後押しし、生産性向上・新価値創造を図り、東京・日本の成長につなげる

これ以外にも、東京都では、ICT の分野に力を注いでおり、令和元(2019)年 9 月には、「TOKYO Data Highway 基本戦略」が策定され、世界最速のモバイルインターネット網の建設に着手し、5G¹³ネットワークを早期に構築する旨の内容が発表されました。

また、同年 9 月には、Society5.0 施策の推進や 5G 施策の推進等を担当事項とする、新たな副知事が就任しています。この結果、令和 2(2020)年 2 月には「スマート東京実施戦略～東京版 Society5.0 の実現に向けて～」が策定され、スマート東京の実現に向けて、①「電波の道」で「つながる東京」、②公共施設や都民サービスのデジタルシフト、③都庁のデジタルシフト、の 3 つの柱を立てて取組を具現化・加速化させています。

【図 11 スマート東京実施戦略の 3 つの柱】

1 「電波の道」で「つながる東京」
2 公共施設や都民サービスのデジタルシフト
3 都庁のデジタルシフト

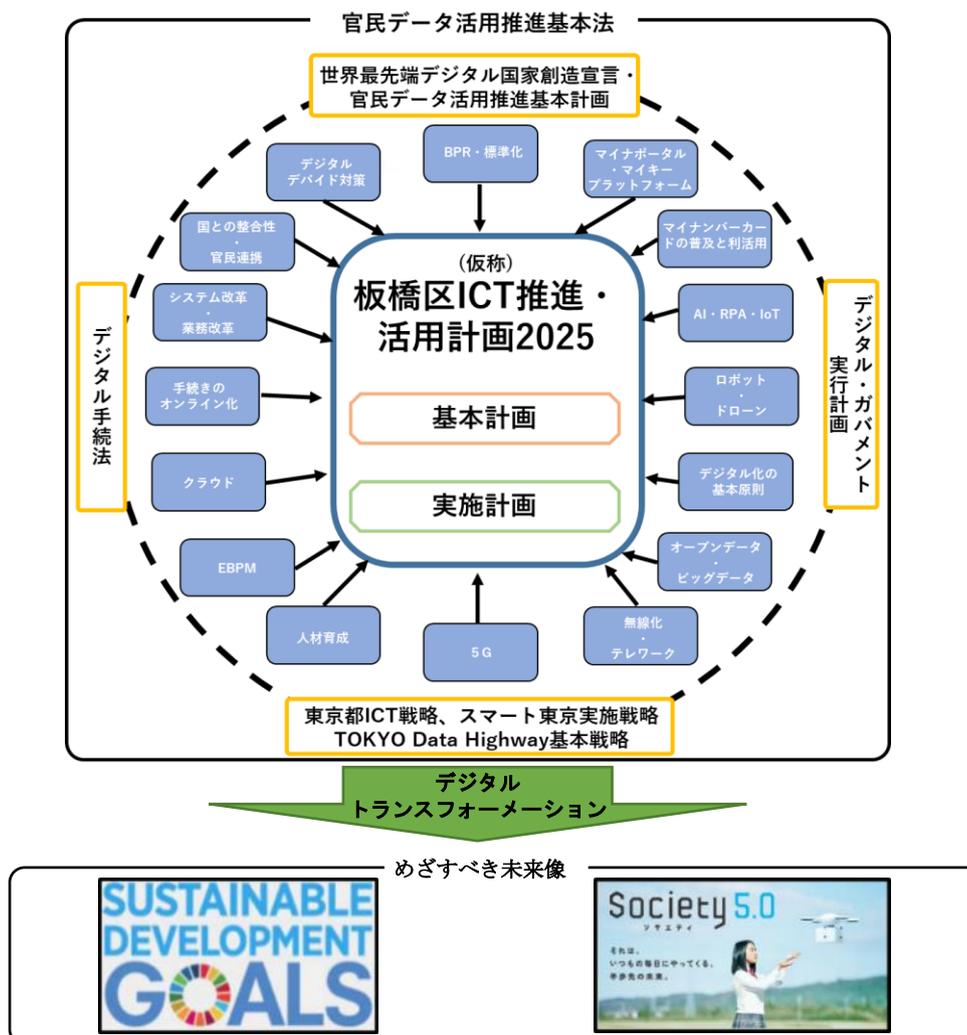
¹³ 5G：第 5 世代移動通信システムのこと。現在の 4G よりも高速な通信速度を有し、それに加え「多数同時接続」、「超低遅延」といった特徴を有している。

3 計画の目的

今回策定する「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」（以下、「計画」という。）は、「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」や、それ以前の計画において構築してきた成果を基盤にしつつ、区における ICT の更なる推進を目的とした次世代の区政を支える計画です。本計画を推進するにあたっては、デジタル化を積極的に進め、様々なものを良い方向にシフトさせていく「デジタルトランスフォーメーション」の概念を取り入れ、区としてもデジタル化を積極的に進め、業務の効率化及び区民サービスの向上につなげていきます。

また、国や東京都の動向や時代の要請を踏まえつつ、区における ICT を活用した施策展開のビジョンを示し、区民及び区が ICT の利便性を享受できるような環境を構築していきます。

【図 12 区を取り巻く環境】



4 計画の構成及び期間

急速な進化を遂げている ICT を取り巻く環境に鑑み、本計画は、「基本計画」と「実施計画」から成る二層構造とします。

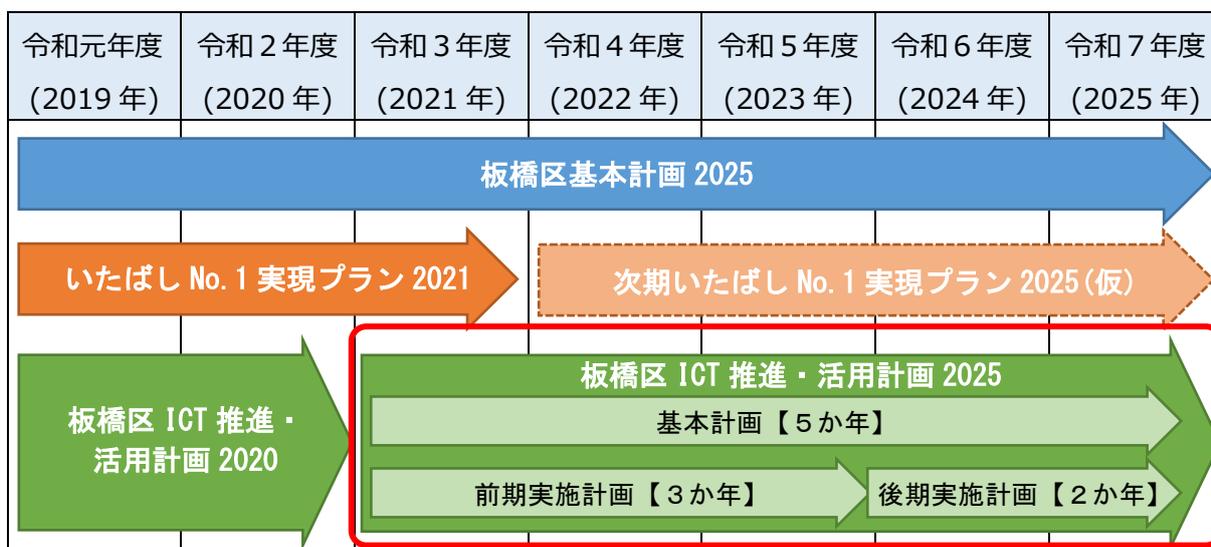
基本計画は、令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 5 か年とし、令和 7 (2025) 年度末までに実現すべき区の将来の姿を示すとともに、実現するための根幹となるビジョンを提示します。

実施計画は、前期は令和 3 (2021) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 3 か年とし、後期は令和 6 (2024) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 2 か年とし、基本計画の内容を実現するための各種施策を包括的に示していきます。

なお、令和 2 年度の計画策定段階においては、後期実施計画の策定は行わず、令和 5 (2023) 年度に行います。

また、今後、ICT を取り巻く技術革新等が進み、区政や区民の生活環境に大きな影響を与えていく可能性もあります。そのような変化に対して、区としても柔軟かつ適切に ICT の活用を推進していくため、後期実施計画を策定する際に併せて基本計画の見直しを行うだけでなく、その他の時点においても必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

【図 13 本計画の計画期間と、関連する各種計画の計画期間】



5 計画の位置付け

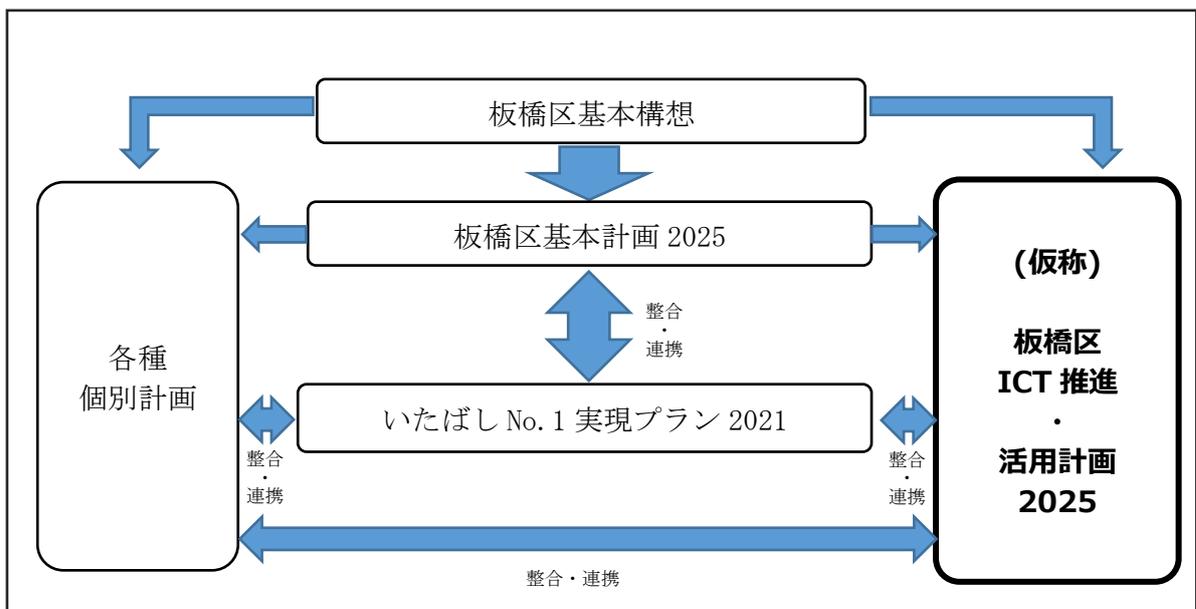
区では、平成 27 年度から概ね 10 年後を想定した「板橋区基本構想」(平成 27 年 10 月策定、以下「基本構想」という。)を策定しており、基本構想を実現するための方策の中に、「ICT 化と情報公開による業務革新と区民参加を推進するなど経営の質の向上を図るとともに、個人や地域、事業者、関係機関などが協働して地域課題を自ら積極的に解決していける持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があります。」と記載されています。

また、基本構想を基に策定された「板橋区基本計画 2025」（平成 28 年 2 月策定、以下「基本計画 2025」という。）の中では、第 4 章「計画を推進する区政経営」における基本方針の一部として、「…ICT 資産の活用や区政情報のオープンデータ化の推進、民間の優れた手法や活力を積極的に活用するなど適切な手法によって、区民サービスの向上を図り、質の高い行政サービスを安定的に提供していきます。」と掲げられています。

本計画は、それらの内容を踏まえた、区全体における ICT の推進と活用を実施していくための個別計画として策定します。策定にあたっては、基本構想や基本計画 2025 及び関係する各種個別計画と整合・連携を図りつつ、国や都などの計画等とも整合を図っていきます。

なお、本計画は、官デ法第 9 条第 3 項に策定が努力義務と規定されている「市町村官民データ活用推進基本計画」として位置付けます。

【図 14 区における各種計画との関連性】



※ 「いたばし No. 1 実現プラン 2021」については、令和 2 年度実施のローリング後、正式名称へ変更します。

6 前計画の評価と課題

前計画である ICT 計画 2020 は、「ICT 環境の整備にとどまらず、ICT の更なる利活用を促進することにより、区民生活の利便性や安全性、庁内横断的な事務の効率化や知的生産性の向上に資することをめざします」という基本方針のもと、各種取組を進めてきました。

ICT 計画 2020 では、当初、5つの基本目標と4つの重点戦略のもと、35の推進施策を計画化しました。その後、平成30年度に追録版を策定し、新たに6つの推進施策を追加し、最終的に41の推進施策を計画化し、進捗管理を行ってきました。

令和元年度末時点での各施策の評価は、下記の表13のとおり、全41推進施策のうち、A評価が24施策、B評価が14施策、終了が3施策、これら以外は0施策という結果になりました。B評価が14施策あり、これらについては工夫の余地があるものの、全体的には概ね計画どおり進捗していることが分かります。

【図15 ICT 計画 2020 令和元年度末時点における各施策の評価】

評価	評価の内容	該当施策
AA 評価	区民満足度（区の評価）を著しく高めた取組があった	0 施策
A 評価	計画どおり進捗しており、目標としている成果が上がっている	24 施策
B 評価	概ね計画どおり進捗しているが、さらに工夫の余地がある	14 施策
C 評価	実績が計画を下回っており、更なる努力又は計画の見直しが必要	0 施策
その他	計画中止、国の計画変更など	0 施策
終了	前年度以前に施策の方向性を「完了」とした施策	3 施策
合計		41 施策

また、令和元年度末時点における各施策の方向性は、下記の表14のとおり、計画どおり推進が36施策、計画修正が1施策、完了が4施策という結果となりました。唯一、方向性が「計画修正」となった施策は「No. 35 板橋区教育 ICT 化推進計画の進捗管理」ですが、これは国が新たに打ち出した「GIGA スクール構想」の影響により、GIGA スクール構想実現に向けた新たな計画を策定することが急務となったためであり、推進施策自体が遅延しているものではありません。そのため、本件については引き続き検討・対応が必要となるものの、計画全体としては、計画が完了する令和2年度末までには、ほとんどの施策が「計画どおり推進」又は「完了」となる見込みです。

【図 16 ICT 計画 2020 令和元年度末時点における各施策の方向性】

評価	該当施策
計画どおり推進	36 施策
事業拡大	0 施策
事業縮小	0 施策
計画修正	1 施策
中止(休止)	0 施策
完了	4 施策
合計	41 施策

ただし、推進施策の1つである「No6 マイナンバー制度への対応」「No7 マイナンバーカードの利活用」については、更なる利便性向上のため、国が動きを加速させており、本計画においても引き続き、重要な課題となります。また、RPA や AI 等の活用、オープンデータを含めた各種データの利活用は、今後も継続して実施していく必要があるため、本計画においても引き続き施策を展開していく必要があります。

**「板橋区 ICT 推進・活用計画 2020」
令和 2 年度末の実績見込み調査が
完了し次第、本項は加筆・修正予定**

第2章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」基本計画

1 基本計画の位置付け

「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」の基本計画は、目まぐるしく変化している ICT の実情を俯瞰し、5年後の板橋区における2つの ICT 活用ビジョンを示します。このビジョンを踏まえ、後述する実施計画において基本方針を設定し、体系的な施策展開を行っていきます。

ビジョン①

ICT を活用した官民の連携強化や、業務の効率化をめざします

ICT は、様々な企業や官公庁、個人などが保有している各種データや、世の中にあるビッグデータ¹⁴等を分析し、活用することにより、データに新たな価値を生み出します。そして、生み出された新たな価値を区の業務等に付与することができれば、区民サービスの向上につながり、今後の区政に大きなプラスの影響を与えることができます。しかし、ICT やデータの更なる活用を行うには、区のデータのみでは少なく、また職員のみで分析等を行うには知見が乏しいため、区単独では限界があります。そのため、今後は、官である区と、民である大学等の研究機関や民間企業との連携を強化し、ICT の更なる活用を研究していくことが重要となります。

また、ICT を更に活用することで、従来の業務をより効率化することが期待されます。今後より加速することが予測されている少子高齢化や、いつ起きるか予測が難しい災害や感染症等によって、現在の人数よりも少ない職員で、効率的に区の業務を進めていかなければなりません。業務の効率化は、単純に職員の負担を減らすということではなく、効率化した結果生み出された新たな時間を新たな政策立案や人的サービス等に振り向けることができます。そのため、区としては他機関との連携を強化しながら、業務の効率化につながる ICT の導入を進めていくことも必要です。

以上のように、ICT の利活用における官民の連携強化や ICT を活用した業務の効率化を進めることにより、本計画の目的であるデジタルトランスフォーメーションを実現していきます。

¹⁴ ビッグデータ：従来のシステムでは、記録や保管、解析といった作業が難しい巨大なデータ群のこと。

ビジョン②

ICT を活用し、更なる区民サービスの向上を図ります

近年 ICT は急速かつ大規模に普及し、今や私たちの暮らしに欠かせないものとなっています。特に、インターネットの普及は、安全かつ自由に多種多様な情報を入力し、共有し、発信することができるようになり、ICT の発展と普及に大きく関係しています。

区でも、ICT は重要な要素の一つとしてとらえており、各種業務システムの稼働や、スマートフォン用アプリの提供など、政策分野を越えて横断的に業務を支えており、区民サービスの向上につなげてきました。

また、電子申請やオンライン決済等は、私達の生活に定着しつつあります。しかし、区の手続きにおけるこれらのサービスの利用は、十分に進んでいないのが現状です。

そのため、区民が ICT を活用したサービスの向上を実感できるよう、区としては、これまでの手続きのあり方を今一度見直し、社会では当たり前のサービスを、区の業務において適用できるか研究し、実装していきます。

加えて、AI やドローン¹⁵・ロボット等の民間企業等で積極的に採用されている最新技術を、区の業務にも導入できるか検討することが大切となります。そのため、区としては最新技術の研究を行い、可能なものから費用対効果を見極めて、積極的な導入を進めていきます。

¹⁵ ドローン：乗務員を乗せず、遠隔操作や自律制御によって飛行する無人航空機のこと。

2 推進体制

本計画は以下の推進体制の下、組織的・全庁的に推進していきます。

(1) ICT推進・活用本部

情報化施策の総合調整・地域における情報化の推進・計画にかかる意思決定、施策の調整を行います。また、計画の進捗状況や国・他団体の情報施策の報告を受け共有します。本部長は区長とします。

(2) 情報統括責任者（CIO）

ICT推進・活用本部における所掌事務を統括し、本部長を補佐します。CIOは副区長とします。

(3) 最高情報セキュリティ責任者（CISO）

区における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有します。CISOも副区長が兼務します。

(4) CIO補佐官、CISO補佐官

CIO、CISOの業務を補佐します。CIO、CISOが政策経営部長を指名し、その職務を代理させることができます。

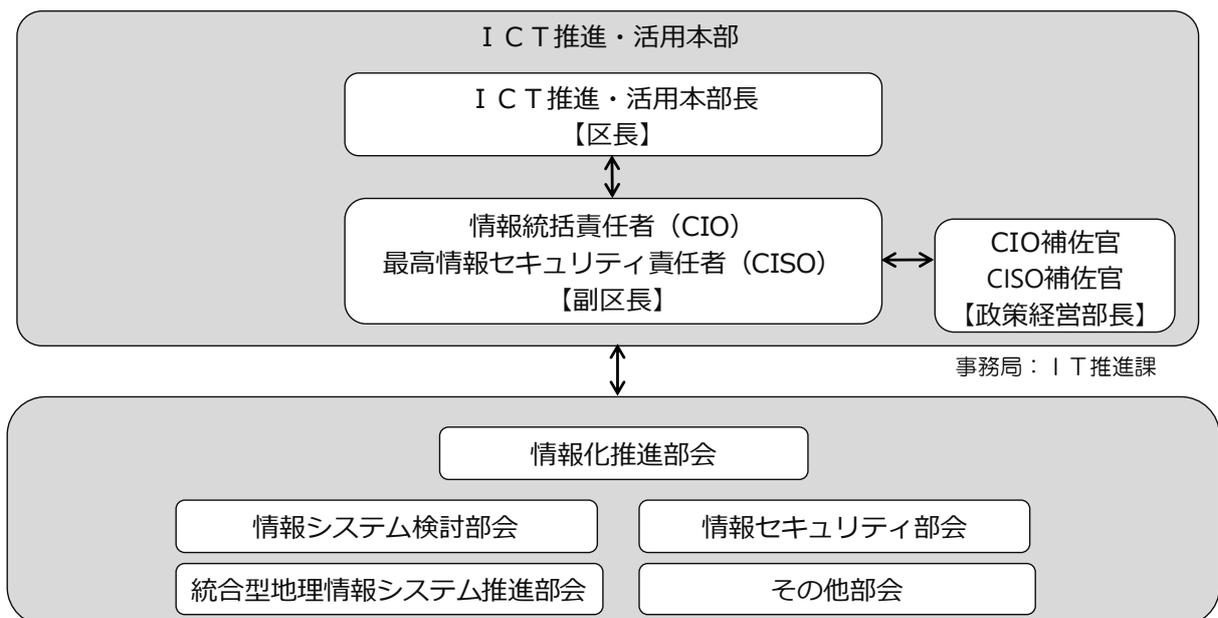
(5) 各種部会

ICT推進・活用本部の指定する事項を調査・検討するとともに、事務を補佐します。また、庁内システム構築（再構築を含む）の際等、必要に応じて部会を設置します。情報化推進部会、情報システム検討部会、情報セキュリティ部会、統合型地理情報システム検討部会等があります。

(6) 事務局（IT推進課）

本部及びCIO・CISOの庶務は、政策経営部IT推進課において処理します。また各部会の庶務は、部会の主たる調査・検討事項を所掌する課において処理します。

【図 17 推進組織】



第3章 「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」前期実施計画

1 前期実施計画について

前期実施計画は、基本計画で掲げる2つのビジョンを基に、4つの基本方針を掲げ、それぞれに令和3年度から令和5年度までの間で実施すべき施策を示すことで、本計画の前期3年を着実に推進していきます。

基本方針 I 「業務の改善・効率化」

生産年齢人口の減少が見込まれる中、区としてもスマート自治体をめざし、デジタルトランスフォーメーションを進めながら、ICTの技術を活用した施策を展開し、業務の効率化や働き方改革を行っていきます

近年、我が国においては、出生数が団塊ジュニア世代¹⁶の半分以下にとどまっている状況であり、これからは労働力の絶対量が確実に減少していきます。

区においても、平成31(2019)年1月に策定した「板橋区人口ビジョン(2020年～2045年)」にあるとおり、生産年齢人口である15歳から64歳の人口は、令和7年(2025)をピークに減少していく見通しであり、楽観視できない状況にあります。

このような状況の中、自治体戦略2040構想研究会¹⁷が平成30年7月に発出した第二次報告では、「半分の職員数でも担うべき機能が発揮される自治体」になるような仕組みを構築する必要があるとされ、このような仕組みを構築するためには、①AIやロボティクス等の破壊的技術¹⁸を使いこなす、②各種事務や申請書、情報システム等の標準化・共通化、についての検討が必要とされています。

これまでも区では、AIやRPA¹⁹の導入等により業務の効率化を進めてきていますが、今後はより積極的に破壊的技術を用いた施策展開を進め、定例的・定型的な業務を減らし、更なる業務の効率化を図っていく必要があります。

また、現在の各種事務や申請書等については、標準化・共通化がされていないため、個々の事務における情報システムで、カスタマイズ等の様々な経費が発生しています。

¹⁶ 団塊ジュニア世代：日本で昭和46(1971)年から昭和49(1974)年に生まれた世代のことであり、年間出生数は200～210万人。なお、2018年の出生数は92万人。

¹⁷ 自治体戦略2040構想研究会：多様な自治体行政の展開によりレジリエンス（社会構造の変化への強靱性）を向上させる観点から、高齢者（65歳以上）人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、バックキャスト（将来のあるべき姿から現在を考える思考法）に今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的とした、総務大臣主催の研究会。

¹⁸ 破壊的技術：従来の価値基準のもとではむしろ性能を低下させるが、新しい価値基準の下では従来製品よりも優れた特長を持つ新技術のこと。

¹⁹ RPA(Robotic Process Automation)：パソコンでのデータ入力や転記作業等の定型作業を、自動で処理させるソフトウェアのこと。

今後は、それぞれの事務を他自治体と足並みをそろえつつ、可能な限り標準化・共通化していく必要があります。

さらに、長期的な視点において、継続して労働力を確保し続けるためには、労働環境の改善も重要であり、そのためには働き方改革に取り組んでいく必要があります。ICTは働き方改革を支える重要なインフラと言っても過言ではないため、働き方改革に資するICTの技術を研究・調査、実証を行っていきます。

加えて、近年は地震や台風等の自然災害や、新型コロナウイルス感染症²⁰等の発生により、区の業務継続性が問われる場面が増えています。特に新型コロナウイルス感染症では、当初は東京都を含む7都府県に、その後は全都道府県に拡大して「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第32条第1項に基づいた緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛や3密²¹回避の徹底等が求められました。区においても、感染拡大のリスクを減らすための緊急対策として、在宅勤務を実施しましたが、テレワーク²²に必要なネットワーク環境やシステムが導入されていないため、一部業務のみ実施が可能という状況でした。また、3密を防ぐために有効であるWeb会議²³についても、実施できる環境が限られており、会議の開催等に支障が出ました。

民間企業や先行自治体においては、当初働き方改革の一環として導入されたテレワークやテレビ会議²⁴を用いることで業務の継続に高い効果を発揮しました。

区においても、基礎的自治体としての役割をしっかりと果たすため、どんな状況に陥っても業務が継続できるようICTを活用した新たな施策を検討していきます。

²⁰ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)：令和元(2019)年12月に中国武漢市で初めて検出され、その後全世界に流行している新興感染症のこと。

²¹ 3密：「密閉」「密集」「密接」の3要素の総称。

²² テレワーク：「tele」（離れた所）と「work」（働く）を組み合わせた造語であり、ICTを活用し、時間や場所等の制約を受けず、柔軟に働く勤務形態のこと。

²³ Web会議：離れた場所にいる相手とインターネット(Web)を介してリアルタイムで会議を開催すること。

²⁴ テレビ会議：専用の機械を有した会議室において、複数の遠隔地を結んで双方向の画像および音声による会議を開催すること。

基本方針Ⅱ「マイナンバーカードの普及・活用」

マイナンバーカードの普及啓発を進めていくとともに、カードの利活用施策を展開していきます

マイナンバー制度は、平成 27 年 10 月 5 日に施行された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「マイナンバー法」という。)に基づいた制度であり、社会保障・税・災害対策の分野で横断的な共通の番号(個人番号)を導入することで、個人の特定を確実かつ迅速に行うことを目的としています。個人番号は、行政の効率化を図り、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する基盤とするために、住民票を有する全ての国民に 12 桁の数字が付番されています。この個人番号を利用することで、これまで国民・住民が行政の各種事務手続で提出する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに情報をやり取りする情報連携が、平成 29 年 11 月から本格運用しており、行政の効率化を図り、国民の利便性が高まっています。

また、マイナンバー制度の開始に伴い、平成 28 年 1 月からマイナンバーカードの交付を開始しました。マイナンバーカードは、本人の申請により交付され、個人番号を証明する書類や本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるものであると同時に、様々な行政サービスを受けることができる大変有用なものです。しかし、全国におけるカードの交付率は●●%(令和 2 年〇〇月時点)であり、カードの普及が伸び悩んでいるのが現状です。そのため、国では、マイナンバーカード取得促進のため、様々な施策展開を行っています。

板橋区におけるマイナンバーカードの交付率は●●%(令和 2 年〇〇月時点)であり、全国の交付率と比較すると高い数値となっておりますが、依然として低い水準にあることは変わらないため、更なる普及を促進する必要があります。そのためには、区民が利便性を実感できるようにする必要があります。新型コロナウイルス感染症に端を発した、特別定額給付金の申請に際しては、マイナンバーカードを利用した電子申請も行われましたが、申請方法が複雑であり、利便性を実感しにくい状況も発生しました。したがって、区民目線に立ちながら、国が展開する施策を区でも着実に実施していくのと同時に、区独自の普及施策も検討しつつ、実施していきます。

基本方針Ⅲ「オンライン化の促進」

各種手続きのオンライン化を進めていき、区民サービスの向上と、手続き自体のデジタルトランスフォーメーションを実現していきます

今や、民間企業だけでなく地方公共団体においても、オンラインでの手続きや申請が増えています。地方公共団体においても、そのような取組は進んでおり、デジタル手続法による改正後の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」では、第5条第4項の規定により、「国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と努力義務ではありますが、手続きのオンライン化を進めなければならないことが明記されました。また、令和元年12月20日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」においては、地方公共団体におけるデジタル・ガバメントを推進するために国が取り組む地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進を図るための施策が取りまとめられているところです。さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、人と人との接触を極力減らすオンライン申請は有用であることが再認識されています。

既に区においても、手続きのオンライン化には取り組んでいるところですが、対象手続きが限定的であるため、今後は対象手続きの拡大を行っていきます。

また、オンライン化の拡大を行う上では、個人情報保護やセキュリティ対策等の強化も必須となるため、併せて検討していきます。

基本方針Ⅳ「データの利活用」

区が持つ様々なデータを利活用できる環境をつくり、データを用いた様々な施策を展開していきます

近年、ICTは着実に進化しており、インターネットの利用拡大やIoTの普及から、様々なものが大量にデジタル化されており、それに伴い、大量のデータの生成、収集、蓄積が進んでいます。最近では、データは「21世紀の石油」とも言われており、データの価値は非常に高いものとなっています。しかし、データは収集、蓄積しているだけでは価値は低く、複数のデータを掛け合わせて利活用を行っていくことで真価を発揮します。

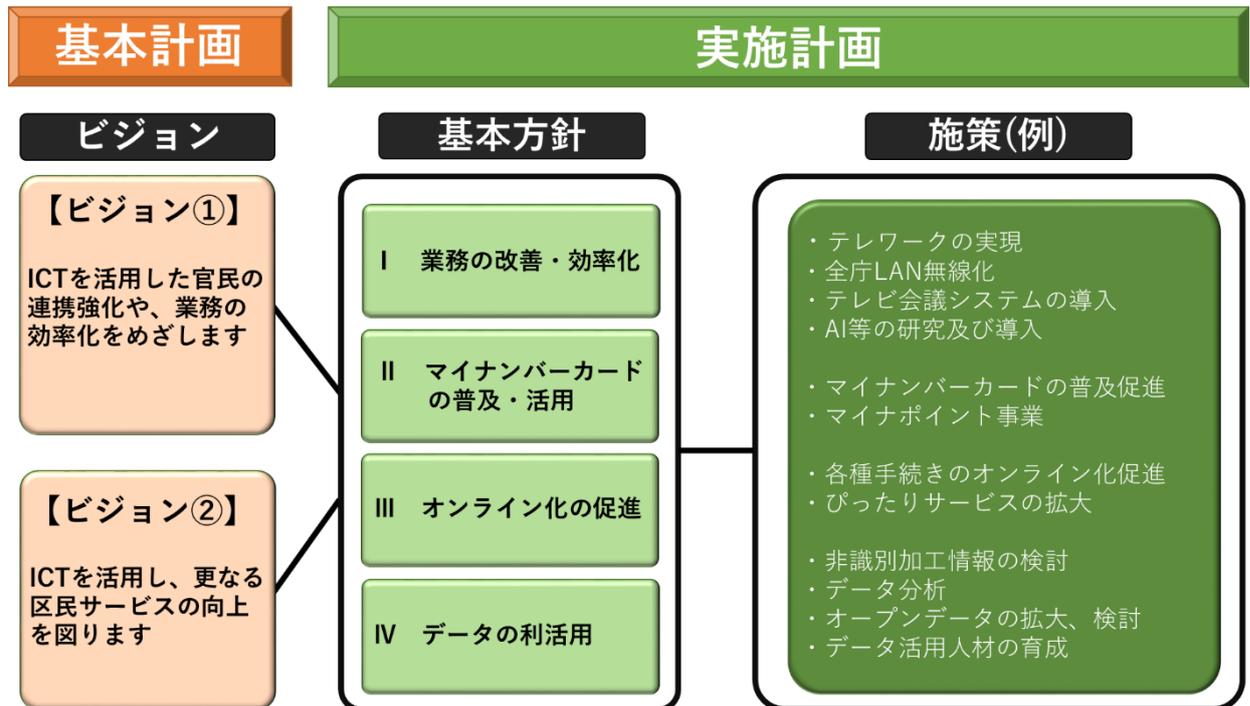
区においても、各業務で大量のデータを保持していますが、区が保持するデータを利活用する上では、個人情報秘匿化(非識別加工情報²⁵)や、データを出力する形式の不統一、紙データの存在等、複数の課題が山積しています。データの利活用は今後の区政経営にも大きな影響を与えるものですので、まずはそれら一つ一つの課題について整理を行い、解決するための手法を見つけ、区が保持するデータを利活用できる環境を整えていきます。その後、データを用いた様々な施策を展開することで、新たな価値を創造し、区民サービスの更なる向上に努めていきます。

²⁵ 非識別加工情報：行政が保有している情報を、特定の個人が識別できないように加工し、復元することもできないようにした情報。

2 施策展開の考え方

前期実施計画に盛り込む施策は、これまで示してきた4つの基本方針それぞれに関連した内容を体系的に展開していきます。また、各施策については、3か年の事業量を示しつつ、年度別の計画も併せて示していきますが、今後の社会情勢等における変化にも対応できるよう、柔軟な対応を行っていきます。

【図 18
施策体系】



3 施策一覧

No	基本方針	施策名	主管課
01	I	テレワークの実現	経営改革推進課 IT 推進課・人事課
02	I	テレビ会議システムの導入	IT 推進課
03	I	AI 等破壊的技術の研究及び導入	IT 推進課 関係主管課
04	I	調整中	
05	I		
06	II	マイナンバーカードの普及促進	IT 推進課 戸籍住民課

4 施策詳細

No	01	施策名			
		担当部署			
		施策概要	調整中		
		3 か年事業量	年度別計画		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度

5 施策の進行管理

本実施計画における各施策は、PDCA サイクルを用いて着実な推進を行っていきます。そのため、令和3年度及び令和4年度については、各年度の事業量に対する進行管理を行うことし、最終年度である令和5年度は最終評価を行います。進行管理の結果は「ICT 推進・活用本部」に報告し、その後、区ホームページに公開します。また、本実施計画の進行管理の状況や最終評価の内容を踏まえ、令和6年度から始まる後期実施計画の策定につなげていきます。

なお、目標事業量の達成状況を表す評語及びその内容については、以下のとおりとします。

評語	説明
達成+	計画の事業量を上回る実績となっている
達成	3か年事業量の全部若しくは大部分を達成している、又は施策としては完了している
未達成	施策の遅延等により、3か年の事業量の全部若しくは大部分が達成されていない、又は施策として完了していない